

○中間前払金制度の導入について

・制度の目的

工事請負業者への円滑な資金提供を図ることで、下請け業者保護（適切な下請代金の支払い）、建設業者の資金繰りの改善につなげることを目的としています。

・対象となる工事

加西市が発注する建設工事うち前払金を支出したものが対象です。ただし、中間前払金の請求前に部分払を行ったものは対象外です。

※工事に関する設計等の業務委託は中間前払金制度の対象外です。

・中間前払金の額

請負金額の10分の2以内（限度額は設定しない）

※当初の前払金と合わせて請負金額の10分の6を超えることはできません。

・認定要件

当初の前払金を受領していることを前提として、以下の要件に該当していること

が必要となります。

①工期の2分の1を経過していること

②工程表により工期の2分の1を経過するまでに実施すべき工事が行われていること

③既に行われた当該工事に係る作業に要する経費が請負金額の2分の1以上の額に相当すること

・支払条件

公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）の規定に基づく保証事業会社の中間前払金に関する保証証書を添付した上で請求を行うことが条件となります。

・中間払いと部分払いの併用禁止

1件の工事について、中間前金払と部分払の両方を受け取ることはできません。